

消防総第 770 号
消防技第 84 号
消防消第 381 号
消防予第 382 号
消防特第 158 号
消防災第 131 号
消防地第 644 号
消防広第 303 号
消防研第 205 号
令和 7 年 8 月 29 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について

平素より消防防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災（以下「本林野火災」という。）を受けて、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめました。

また、本年 7 月 1 日に実施された中央防災会議において防災基本計画の修正が決定され、本林野火災を踏まえ同計画の林野火災編が見直されました。

これらを踏まえ、消防庁においては消防庁防災業務計画の見直しを行い、各地方公共団体においても、地域防災計画の修正の参考としていただきたい旨通知したところです。

各都道府県知事におかれては、本林野火災の教訓を踏まえた消防防災対策の推進に取り組むとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、下記の事項を周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

<参考>

- ・「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/06/houkokusyo.pdf

記

第1 林野火災予防の実効性向上

ア 林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令

- 火災の予防上危険な気象状況になった際に、後述する林野火災警報を発令する前段階において、林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設し、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）上に位置付けることとした。
- また、消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとし、火災予防条例（例）において、林野火災警報発令時の火の使用制限の対象区域を林野火災の発生危険性に応じて指定することができることとした。
- 今般改正した火災予防条例（例）（以下「改正火災予防条例（例）」という。）を踏まえ、各市町村（管内に林野を有しない市町村等を除く。）においては、火災予防条例に基づき林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令に努めること。
- 林野火災注意報及び林野火災警報の運用に当たっては、改正火災予防条例（例）と併せて今般改正した「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」（令和7年8月29日付消防災第130号・消防広第299号・消防予第376号・消防特第157号）を参考とすること。
- 各消防本部においては、林野火災注意報や林野火災警報の発令時には、警戒パトロール等も含め、防火指導の強化や火の使用制限の徹底に努めること。

イ たき火の届出制度及び火入れの許可制度

- 火災予防条例（例）において、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にすることとした。
- 改正火災予防条例（例）を踏まえ、各市町村（管内に林野を有しない市町村等を除く。）においては、火災予防条例に基づきたき火の届出の徹底に努めること。
- また、各市町村において森林法第21条に基づく許可制度の周知を行うとともに、火入れの許可情報について、許可する部局と消防本部において共有するなど情報連携の強化を促進すること。なお、本件について、林野庁から別途通知が発出される予定であることを申し添える。
- 各消防本部においては、たき火や火入れ等を行う者に対して、必要に応じて消防法第3条の措置命令も活用しながら、消火準備等の必要な防火指導を行うこと。

ウ 顕著な少雨が確認された際の注意喚起

- 気象庁が「少雨に関する気象情報」を周知する際に火の取扱いへの注意を呼びかけることや、気象庁及び消防庁が臨時の記者会見等を通じて全国的な少雨に係る注意喚起を行うことなどを新規の取組として予定しており、これらの取組を踏まえ、都道府県、市町村及び各消防機関において

も周知や注意喚起に努めること。

エ 林野火災に係る広報・啓発の強化

- 例年3月1日から7日まで消防庁と林野庁の主唱により実施される全国山火事予防運動の機会のほか、その地方において林野火災の危険性が高まる時季における戦略的かつ幅広い広報・啓発活動を一層強化すること。
- 行政による広報・啓発については、消防機関だけでなく、防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局等、幅広い部局が参画した取組を実施することが重要であることから、連携の強化を図ること。
- また、ポスター掲示やテレビ、ラジオといった従前からの方法の活用のほか SNS を始めとしたインターネット媒体等も用いることにより、たき火や火入れ等の行為者に限らず、都市部からのレジャーによる入山者など来訪者等も念頭に置いた周知を行い、共通した防火意識の醸成にも留意すること。

オ 林野火災に強い地域づくり

- 林野火災特別地域対策事業の活用など、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るよう努めること。
- 建物の防火対策の推進や空地の確保などのまちづくりにおける事前対策、飛び火を考慮した消防計画など林野に近接する居住地域に視点を置いた対応にも努めること。

第2 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

ア 的確な情報把握

- ヘリやドローンなどの情報把握に資する資機材を整備するとともに、緊急消防援助隊に新設された情報統括支援隊の活用等により迅速で継続的な情報把握体制を構築すること。

イ 早期の応援要請

- 林野火災では散水量の大きい自衛隊の大型ヘリによる空中消火が有効であり、平時より消防機関、都道府県及び自衛隊との間で連絡・情報共有体制を構築し、関係強化に努めること。
- 特に自衛隊の大型ヘリが活動するため、地方公共団体は、平素の段階からヘリの活動基盤の確保に係る準備に加え、自衛隊への災害派遣要請に先立ち、当該活動基盤を選定しておくこと。
- 地元消防本部は、時機を逸することなく都道府県内応援、必要な場合には、躊躇なく緊急消防援助隊の出動要請を行うこと。このため、林野火災に係る応援要請基準を各消防本部の受援計画で明確化し、受援計画に基づいた訓練を定期的に行い、都道府県消防相互応援協定において、受援業

務をサポートする体制について、都道府県及び都道府県内の消防本部と協議しておくこと。その際には、今般通知した「緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画の一部見直しについて（通知）」（令和7年8月29日付消防広第332号）を参考とすること。

ウ 長期間にわたる消火活動に必要な体制及び消防水利の確保

- 海や河川等の自然水利を消防用水として活用できる海水利用型消防水利システムのほか、大型水槽付き放水車等の水利確保に有効な車両の整備を進めること。

また、車両が進入できない林野内にも送水や放水が可能となるよう、大型仮設水槽をはじめとした資機材等の充実強化を行うこと。

さらに、建設業等の民間事業者等が所有するコンクリートミキサー車やコンクリートポンプ車等の車両の活用に関して協定等を締結しておくなど、消防用水の確保等に関する民間事業者等との連携も強化すること。

エ 山間部での部隊投入と消火活動

- 山林内でも走破性が高く、簡易水槽やポンプ、背負い式消火水のうなどの資機材を搭載した林野火災対応ユニット車を整備すること。また、民間事業者等と連携の上、林業等で使用される重機等を資機材搬送等に活用することも検討すること。
- また、ドローンの熱源探査や熱画像直視装置等、林野火災対応において有効な資機材の更なる整備を行うこと。
- さらに、確実な残火処理のために必要な背負い式消火水のう等の資機材を整備すること。

オ 強風下における林野火災時の飛び火警戒

- 大船渡市林野火災では、記録的な少雨や強風等により急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見られ、同時多発的に住家への被害が発生したことから、これらへの対策について勘案し飛び火警戒要領を見直す必要があること。
- 本年10月を目途に、消防庁において、林野火災における飛び火警戒要領の見直しに係る通知を発出する予定であるため、参考とすること。

カ 林野火災に対応した安全管理

- 林野火災は夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があること、早期に長期ローテーションを確立し、隊員の活動時間を組織的に管理すること。
- 本年10月を目途に、消防庁において、「警防活動時等における安全管理マニュアル」を改正する予定であるため、参考とすること。

キ 航空部隊における消火活動の強化

- 航空機による空中消火においては、安全に十分留意した上で活動空域

に見合う十分な機数を確保し、連続的な散水に努めるなど消火効率を高める運用を行うこと。

- また、大型で散水量の大きい自衛隊ヘリが出動している場合には、火勢の強い箇所を担当してもらう等、消防防災ヘリとの間で活動区域と役割分担を適切に行うこと。
- あわせて、消防防災ヘリの人員の確保、資機材の整備などによる航空消防防災体制の充実強化を図っていくこと。

ク 陸上部隊と航空部隊との確実な連携、地元消防本部及び消防団との連携

- 陸上部隊と航空部隊との連携が特に重要であり、衛星通信機器も活用して、全ての場所で情報伝達が可能な体制を確立するとともに、両部隊間で活動方針、活動場所、活動時間等を効果的に共有するため、グリッド図を積極的に活用すること。なお、本年度中を目途に、消防庁においてグリッド図の作成要領を策定して通知する予定であるため、参考とすること。
- また、他都道府県から応援に来る緊急消防援助隊が効果的に活動できるよう、地元を熟知した地元消防本部及び消防団と情報共有を密にし、連携強化を図ること。

第3 消防団の体制強化

ア 消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築

- 電波が届かない不感地帯をあらかじめ把握するとともに、当該地域にも対応した訓練等を実施するほか、当該地域でも連絡手段を確保する観点から、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図ること。

イ 火災対応に必要な資機材の整備

- 背負い式消火水のう、消火水のう用給水器などの林野火災に有効な資機材の整備など、消防団の装備の充実を図ること。
- 火災対応に当たっては、消防団員の安全を確保し、可搬消防ポンプ等の資機材や車両について、定期的な点検整備等の適切な維持管理の徹底や計画的な更新を行うこと。

ウ 大規模火災に的確に対処できる体制の強化

- 地元消防本部等と連携し、必要な車両・資機材を活用した実践的な火災想定訓練等を定期的に実施すること。その際には、実際の活動における消防団員一人一人の役割を確認するとともに、車両や資機材の取扱いについても十分習熟できるような訓練内容の充実を図ること。
- あわせて、広範囲にわたった延焼状況等を確認できるドローンの活用を更に促進するとともに、消防団員のドローンの操縦技能の向上を図ること。
- また、団員確保に向け、ドローン等の技術習得や免許取得といったメリットのアピールのほか、女性や若者をターゲットに置いた広報、消防団員の処遇の改善、企業や大学等と連携した入団促進などの取組を積極的に

実施すること。

エ 自主防災組織等と連携した取組

- 平時から、自主防災組織等と連携し、地域住民と顔の見える関係の構築や防火・防災に関する知識等を共有できるコミュニケーション機会の創出に取り組むとともに、地域住民を巻き込み、防災士等の地域を支える多様な主体が参画したより実践的な避難訓練を増やすほか、飛び火による火災の防止に関する普及・啓発活動を行うなど、地域住民の防火意識の向上につながる取組を推進し、地域全体で消防・防災体制の強化を図ること。

第4 林野火災における住民避難

ア 迅速・的確な避難指示の発令

- 気象台や消防機関等から防災気象情報や画像・映像情報等を積極的に収集し、速やかに避難指示等の発令の判断を下すよう努めること。加えて、延焼拡大のおそれを考慮し、避難指示の発令対象区域外であっても、避難指示の前段階として、火災発生を知らせる情報、避難の準備を促す情報の発表や高齢者等避難の発令を検討するよう努めること。
- 地域の実情を踏まえ、高齢者等避難・避難指示等の情報発表に関する基準や考え方を事前に整理・検討するよう努めること。
- 地域の実情を踏まえ、林野火災に適した避難先をあらかじめ決めておき、避難指示の発令に際しては、延焼範囲等を考慮しつつ具体の避難先を決定するよう努めること。将来的には延焼シミュレーションを活用し延焼範囲等をある程度予想したうえで、具体の避難先を決定することが望ましいこと。

イ 避難情報等の伝達手段の多重化・多様化及び避難の呼び掛け並びに住民参加による避難訓練等の実施

- 避難情報等の周知に当たっては、住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、個々の住民に伝達できるよう、市町村は、既存の財政措置活用も検討の上、防災行政無線、防災アプリ等を用いた災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進すること。なお、強風下においては、防災行政無線の屋外スピーカーが聞き取りにくい場合があることから、特に要配慮者のいる世帯やリスクの高い地域に居住する世帯について、戸別受信機の設置を推進すること。
- 行政による避難の呼び掛けに加え、住民同士の声掛けが地域住民の避難行動の促進を図る上で有効と考えられるため、避難の呼び掛け等に関する役割分担について、市町村の防災部局等が主体となって、消防団や自主防災組織などとの間で、あらかじめ協議を行うよう努めること。
- 自主防災組織等、住民参加による大規模林野火災に対応した避難訓練をはじめとした各種の避難訓練等を実施することにより、大規模林野火

災に対する住民の防火意識の向上を図るよう努めること。また、その際、自主防災組織等活性化推進事業の事例等も必要に応じて参照すること。

第5 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用推進

ア 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用の推進

- 消防庁では、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）等を活用し、消防以外の分野で使用されている重機等の技術の活用事例などを踏まえた林野火災対応の技術・装備の研究などを推進していくこととしているところ。
- 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）については、消防機関（消防本部又は消防署）又は地方公共団体の消防・防災を担当する部署が研究協力者等として研究開発に参画することを必須としていることから、地域の実情に応じて、積極的に協力されたいこと。あわせて、災害上有効と認められる新技術について、積極的に導入されたいこと。

イ 市街地火災延焼シミュレーション・林野火災シミュレーションを統合した消防活動支援システムの開発

- 消防庁では、林野火災発生危険度予測システムを活用し、その予測結果を市街地火災延焼シミュレーションと林野火災延焼シミュレーションに連携させて解析を行い、林野火災の延焼拡大や市街地への飛び火を評価することにより、消防活動を支援するシステムを、令和8年度中を目途に開発することとしているところ。当該システムが完成した際には、積極的に活用されたいこと。

ウ 消火薬剤の効果的な活用

- 令和8年の林野火災に向けて、残火処理など散水場所が限定され、少ない散水量での消火効果が期待でき、消火薬剤の運搬・混合作業等現場の運用への影響も少ないと考えられる場合における消火薬剤の活用を図られたいこと。なお、消防庁において、本年12月頃を目途に、当該活用方法に関する要領を示す予定であるため、参考とすること。
- また、上記以外の一般的な活用については、令和9年の林野火災に向けて、消防庁において、令和8年夏頃を目途に、個別の消火薬剤の火災に対する有効性や健康・環境への影響に関する評価方法等とともに、具体的な活用方法を示す予定であるため、参考とすること。